

平成 18 年度における意見公募手続等の施行の状況について

「規制改革・民間開放推進 3 か年計画（再改定）」（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）等に基づき、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 6 章に定める意見公募手続等のフォローアップを実施し、その結果を公表するものです。

I 行政手続法に基づく意見公募手続等の状況

1 実施件数

平成 18 年度に、①行政手続法第 39 条第 1 項に基づき、命令等制定機関（各府省等）が実施した意見公募手続（以下「意見公募手続」という。）、②行政手続法第 40 条第 2 項に基づき、命令等制定機関（各府省等）の委員会等が実施した意見公募手続に準じた手続（以下「意見公募手続に準じた手続」という。）及び③平成 18 年 3 月 31 日以前（行政手続法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 73 号。以下「行政手続法改正法」という。）の施行前）に、行政手続法改正法附則第 2 条第 1 項に基づき、命令等制定機関（各府省等）が実施した意見公募手続（以下「施行前意見公募手続」という。）の対象となった案件（以下「意見公募案件」という。）は、761 件であり、その対象となり公布・決定等を行った命令等の数は、1,374（政令：130、府省令等：496、告示：483、審査基準等：265）であった。

(1) 意見公募手続

平成 18 年度に実施された意見公募手続の件数は、表 1 のとおり、749 件であり、その対象となり公布・決定等を行った命令等の数は、1,333 であった。

表 1 意見公募手続の実施状況

府省等名	案件数	公布・決定等を行った命令等の数				
		政 令	府省令等	告示	審査基準等	合 計
行政改革推進本部	2	0	0	0	5	5
人事院	3	0	3	0	1	4
内閣府	20	11	4	0	14	29
公正取引委員会	2	0	0	1	1	2
警察庁	8	5	10	0	0	15
金融庁	29	6	36	24	12	78
総務省	61	10	66	70	9	155
法務省	18	6	15	3	1	25
財務省	11	4	2	2	6	14
文部科学省	21	2	13	8	8	31
厚生労働省	169	27	103	135	35	300
農林水産省	97	3	59	51	12	125
経済産業省	118	11	55	57	90	213
国土交通省	145	28	89	57	65	239
環境省	40	10	24	58	1	93
防衛省	5	2	1	0	2	5
合 計	749	125	480	466	262	1,333

※ 1 回の意見公募手続で複数の命令等の案を対象にすることがあるため、公布・決定等された命令等の案の数は意見公募手続の案件数より多くなる。

※※ 意見公募手続を実施したが、「提出された意見を受けて、今後の方針を再検討するため」、「意見公募後の事情変更」等の理由により、命令等を公布・決定等しなかった件数が8件あった。(厚生労働省3件、農林水産省1件、国土交通省3件及び環境省1件)

(2) 意見公募手続に準じた手続

平成18年度に実施された意見公募手続に準じた手続の件数は、総務省の委員会等において実施された1件のみであり、2省令が公布された。

(3) 施行前意見公募手続

平成18年3月31日以前に実施された施行前意見公募手続の件数は、表2のとおり、11件であり、その対象となり公布・決定等を行った命令等の数は、39であった。

表2 施行前意見公募手続の実施状況

府省等名	案件数	公布・決定等を行った命令等の数				
		政 令	府省令等	告示	審査基準等	合 計
金融庁	8	4	14	14	3	35
国土交通省	3	1	0	3	0	4
合 計	11	5	14	17	3	39

2 意見公募の状況

(1) 意見提出期間

意見の提出期間をみると、表3のとおり、意見公募案件(761件)中、30日以上としているものが714件(93.8%)あり、概ね行政手続法の原則に沿った意見提出の機会が確保されている。

表3 意見の提出期間の状況

	意見の提出期間						
	14日以下	15日～24日	25日～29日	30日	31日～34日	35日～44日	45日以上
意見公募手続	24	20	3	370	304	27	1
意見公募手続に準じた手続	0	0	0	1	0	0	0
施行前意見公募手続	0	0	0	3	8	0	0
合 計	24	20	3	374	312	27	1

なお、行政手続法第40条第1項では、30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、30日を下回る意見提出期間を定めることができることとされている。

意見提出期間が30日未満となったものの主な理由は、次のとおりである。

(意見提出期間が30日未満となっている主な理由の概要)

- 命令等の制定の根拠となる法律の公布から施行までの期間が短く、法律の施行に併せて命令等を定めるためには、意見提出期間を短縮する必要があるため。

- 意見公募手続の対象となる命令等が定められたことを受け、地方公共団体等において条例の整備等を行うなどの準備期間を確保する必要があるため。
- 制度を円滑に施行するために、国民等への周知期間を確保する必要があるため。
- 意見公募手続の対象となる命令等の案の策定に慎重な検討を要したため。
- 緊急を要する案件であるため意見公募手続を省略することもできたところ、可能な範囲で実施することとしたため。

(2) 意見公募の公示方法

意見公募の公示方法をみると、図1のとおり、意見公募案件(761件)中、「e-Gov(電子政府の総合窓口)への掲載」が759件(99.7%)、「各府省ホームページへの掲載」が675件(88.7%)、「窓口配布」が472件(62.0%)、「報道発表」が262件(34.4%)、「その他」が16件(2.1%)であった。(複数該当あり)

また、意見を募集する際に、公示に加えて、利害関係団体等に特別に周知を実施した件数は、81件(10.6%)であった。

<図1>意見公募の公示方法

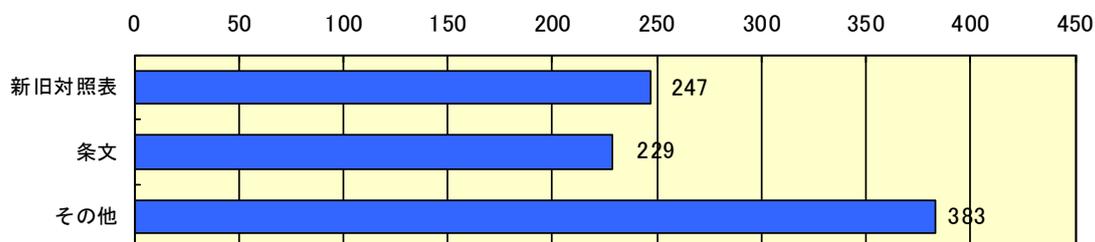


(3) 命令等の案の添付状況等

① 命令等の案の添付状況

行政手続法第39条第1項で意見公募手続において公示することとされている命令等の案の添付状況をみると、図2のとおり、意見公募案件(761件)中、「新旧対照表」が247件(32.5%)、「条文」が229件(30.1%)、その他(概要など)が383件(50.3%)であった。(複数該当あり)

<図2>命令等の案の添付状況

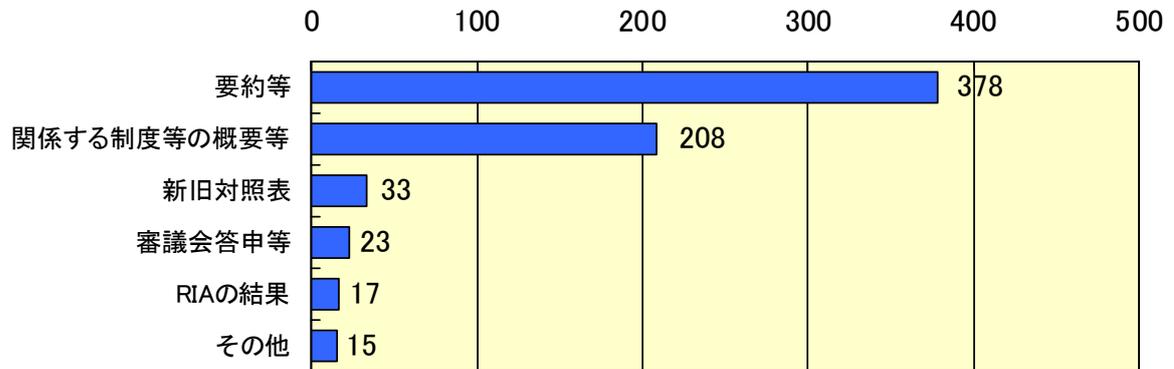


② 関連資料の添付状況

行政手続法第39条第1項で意見公募手続において公示することとされている関連資料の添付状況をみると、図3のとおり、意見公募案件(761件)中、「行政手続法第六章に定める意見公募手続等の運用について」(平成18年3月20日総管第139号。以下「運用通知」という。)で関連資料の例として示しているも

ののうち、「命令等を定めようとする趣旨・目的や命令等の案の要約等」が 378 件 (49.7%)、「関係する制度や併せて改正される他の制度等の概要、参照条文等」が 208 件 (27.3%)、「新旧対照表 (案として掲載している場合を除く)」が 33 件 (4.3%)、「立案に際して実施した調査結果、審議会答申等」が 23 件 (3.0%)、「RIA (規制影響分析) の結果」が 17 件 (2.2%)、その他が 15 件 (2.0%) であった。(複数該当あり)

<図3> 関連資料の添付状況



③ 根拠法令及び根拠条項の記載状況

行政手続法第 39 条第 2 項で意見公募手続において命令等の案を公示する際、明示することとされている当該命令等を定める根拠となる法令及びその条項の記載状況をみると、意見公募案件 (761 件) 中、その両方について明示されているものは 647 件 (85.0%) であった。

④ 意見公募要領の添付状況

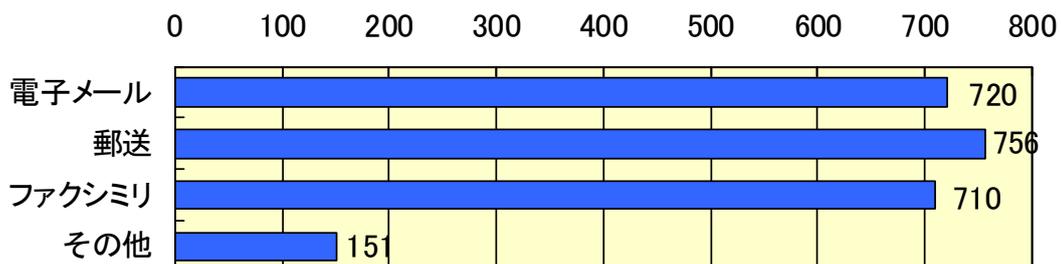
運用通知において意見公募時に併せて公示することとされている意見公募要領の添付状況をみると、意見公募案件 (761 件) 中、意見公募要領を添付しているものは 737 件 (96.8%) であった。

3 意見の提出状況

(1) 意見の提出方法

命令等制定機関が定めた意見の提出方法をみると、図 4 のとおり、意見公募案件 (761 件) 中、「電子メール」が 720 件 (94.6%)、「郵送」が 756 件 (99.3%)、「ファクシミリ」が 710 件 (93.3%)、「その他」が 151 件 (19.8%) であり、大半の案件において複数の手段が併せて用意されている。(複数該当あり)

<図4> 意見の提出方法の状況

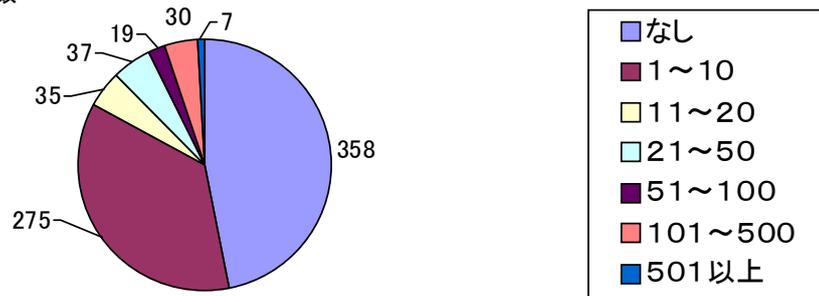


(2) 提出された意見数

提出された意見数をみると、図5のとおり、意見公募案件（761件）中、「なし」が358件（47.0%）、「1～10」が275件（36.1%）、「11～20」が35件（4.6%）、「21～50」が37件（4.9%）、「51～100」が19件（2.5%）、「101～500」が30件（3.9%）、「501以上」が7件（0.9%）となっており、過半数の案件において、何らかの意見の提出があった。

なお、提出された意見の総数は16,058、1案件当たりでは約21の意見の提出があった。

<図5> 提出された意見数



4 結果の公示状況

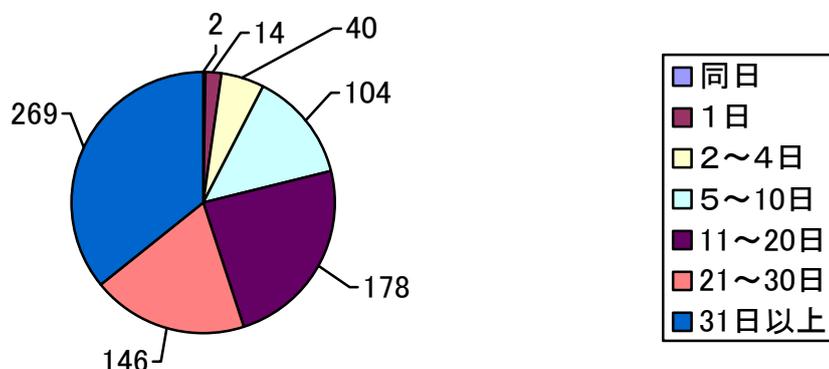
平成18年度に行われた意見公募案件（761件）中、平成18年度中に結果の公示が行われた案件は、667件（87.6%）であり、このうち、命令等が公布・決定等された案件は、663件であった。

(1) 意見提出期間終了から命令等の公布・決定等までの期間（意見考慮期間）

行政手続法第42条では、命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定める場合には、意見を十分に考慮しなければならないとされている。

意見考慮期間（意見提出期間終了から命令等の公布・決定等までの期間）をみると、図6のとおり、意見公募案件のうち命令等が公布・決定等された案件（753件）中、「同日」が2件（0.3%）、「1日」が14件（1.9%）、「2～4日」が40件（5.3%）、「5～10日」が104件（13.8%）、「11～20日」が178件（23.6%）、「21～30日」が146件（19.4%）、「31日以上」が269件（35.7%）となっている。

<図6> 意見考慮期間



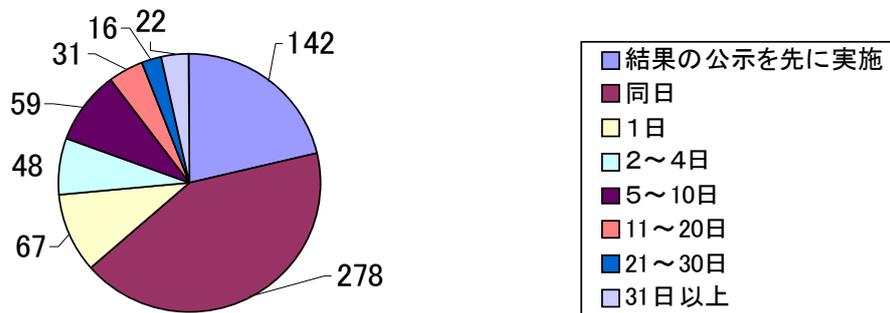
(2) 命令等の公布・決定等から結果の公示までの期間

行政手続法第43条第1項では、命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期に結果を公示しなければならないとされている。

命令等の公布・決定等から結果の公示までの期間をみると、図7のとおり、命令等が公布・決定等された案件のうち結果を公示したもの（663件）中、「結果の公示を先に実施」が142件（21.4%）、「同日」が278件（41.9%）、「1日」が67件（10.1%）、「2～4日」が48件（7.2%）、「5～10日」が59件（8.9%）、「11～20日」が31件（4.7%）、「21～30日」が16件（2.4%）、「31日以上」が22件（3.3%）となっている。

なお、平成19年3月31日現在、結果の公示が行われていない案件は90件（命令等が公布・決定等された案件（753件）の12.0%）であった。

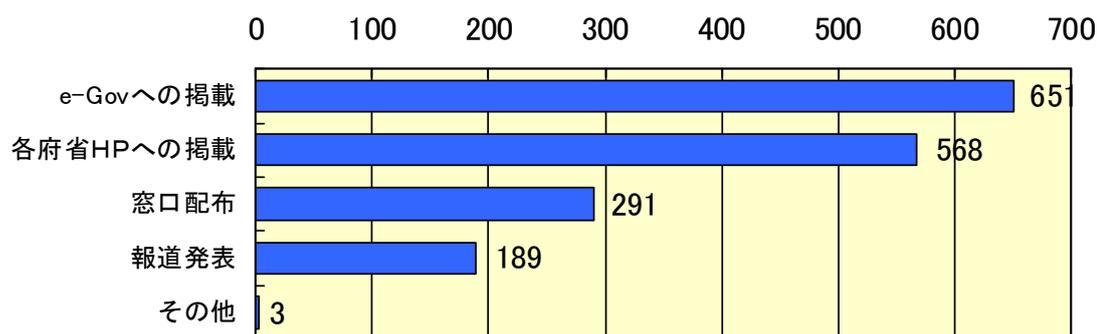
<図7> 公布日等から結果の公示日までの日数



(3) 結果の公示方法

結果の公示方法をみると、図8のとおり、意見公募案件のうち結果が公示されたもの（667件）中、「e-Govへの掲載」が651件（97.6%）、「各府省ホームページへの掲載」が568件（85.2%）、「窓口配布」が291件（43.6%）、「報道発表」が189件（28.3%）、「その他」が3件（0.4%）となっている。（複数該当あり）

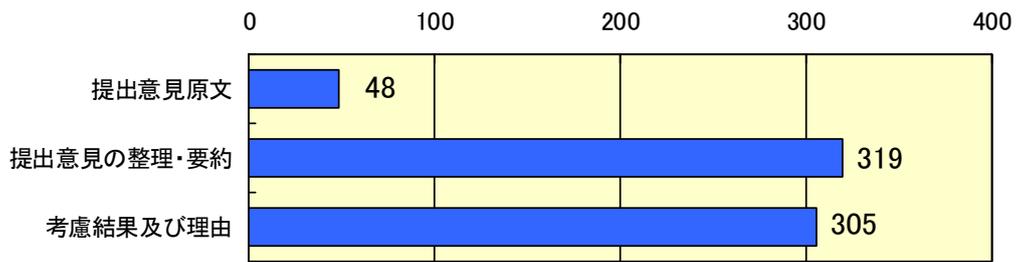
<図8> 結果の公示方法



(4) 提出意見の公示状況

e-Govでの提出意見の公示状況をみると、図9のとおり、e-Govに結果が公示された案件のうち意見提出があった案件（347件）中、「提出された意見（原文）」が48件（13.8%）、「提出された意見を整理・要約したもの」が319件（91.9%）、「提出意見を考慮した結果及びその理由」が305件（87.9%）となっている。（複数該当あり）

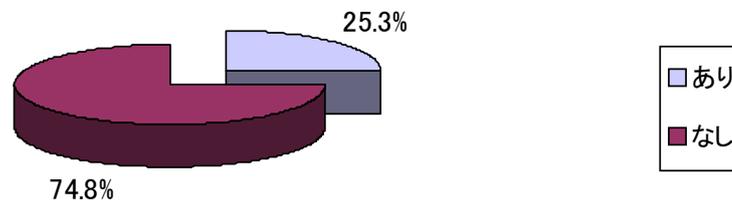
<図9> 提出意見の公示状況



(5) 提出意見の反映状況

提出された意見を考慮した結果、命令等の案の修正を行うなど、提出意見が反映されたものは、図10のとおり、90件あり、命令等を公布・決定等し結果を公示した案件のうち意見提出があった356件の25.3%を占めている。

<図10> 提出意見の反映の有無



Ⅱ 意見公募手続を実施せずに命令等を制定した場合における趣旨等の公示状況

1 実施件数

平成 18 年度に、行政手続法第 39 条第 4 項各号に該当するため、意見公募手続を実施せずに公布・決定等が行われた命令等の数は、表 4 のとおり、469 であり、このうち、平成 19 年 3 月 31 日までに趣旨等の公示が行われた命令等の数は、346 (73.8%)、案件数は、275 であった。

表 4 行政手続法第 39 条第 4 項各号に該当する命令等数

府省等名	命 令 等				合 計
	政 令	府省令	告示	審査基準等	
内閣府	3	12	2	0	17
公正取引委員会	1	0	2	0	3
警察庁	1	6	0	0	7
金融庁	5	5	20	1	31
総務省	9	21	15	3	48
法務省	3	13	2	9	27
外務省	0	7	0	0	7
財務省	21	38	9	22	90
文部科学省	5	10	6	2	23
厚生労働省	14	35	61	5	115
農林水産省	0	12	25	4	41
経済産業省	1	10	3	3	17
国土交通省	3	3	13	0	19
環境省	2	3	1	0	6
防衛省	1	8	3	6	18
合 計	69	183	162	55	469

2 結果の公示状況

(1) 行政手続法第 39 条第 4 項各号の該当状況

行政手続法第 39 条第 4 項各号の該当状況をみると、表 5 のとおり、意見公募手続を実施せずに公布・決定等が行われた案件 (398 件※) 中、第 8 号に該当する案件が 234 件 (58.8%) となっており、過半数の案件が、用語の整理や条項の移動など、法令の整合性を確保するために必要となる形式的改廃であった。(複数該当あり)

※ 平成 19 年 3 月 31 日までに趣旨等の公示が行われた命令等(346)に関しては、複数の命令等についてまとめて公示を行うものがあるため、公示案件の数は 275 件となる。また、同日までに公示が行われていない命令等 (123) に関しては、一つの命令等をも一つの案件として計算している。

表5 行政手続法第39条第4項各号の該当状況

行政手続法第39条第4項の各号		件数
第1号	公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、意見公募手続を実施することが困難であるとき	37
第2号	納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき	80
第3号	予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき	30
第4号	法律の規定により、委員会等の議を経て定めることとされている命令等であって、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律又は政令の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもって組織される委員会等において審議を行うこととされているものとして政令で定める命令等を定めようとするとき	3
第5号	他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等を定めようとするとき	23
第6号	法律の規定に基づき法令の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める命令等を定めようとするとき	3
第7号	命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該命令等の廃止をしようとするとき	4
第8号	他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき	234

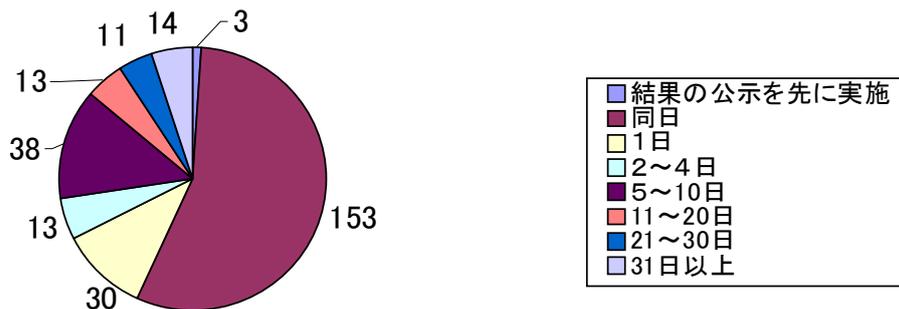
(2) 命令等の公布・決定等から趣旨等の公示までの期間

行政手続法第43条第5項では、命令等制定機関は、第39条第4項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合には、当該命令等の公布・決定等と同時期に当該命令等の趣旨・意見公募手続を実施しなかった理由等を公示しなければならないとされている。

命令等の公布・決定等から結果の公示までの期間をみると、図11のとおり、命令等が公布・決定等された案件のうち趣旨等を公示したもの(275件)中、「結果の公示を先に実施」が3件(1.1%)、「同日」が153件(55.6%)、「1日」が30件(10.9%)、「2～4日」が13件(4.7%)、「5～10日」が38件(13.8%)、「11～20日」が13件(4.7%)、「21～30日」が11件(4.0%)、「31日以上」が14件(5.1%)となっている。

なお、平成19年3月31日現在、趣旨等を公示していない命令等の数は、123((案件の)30.9%)であった。

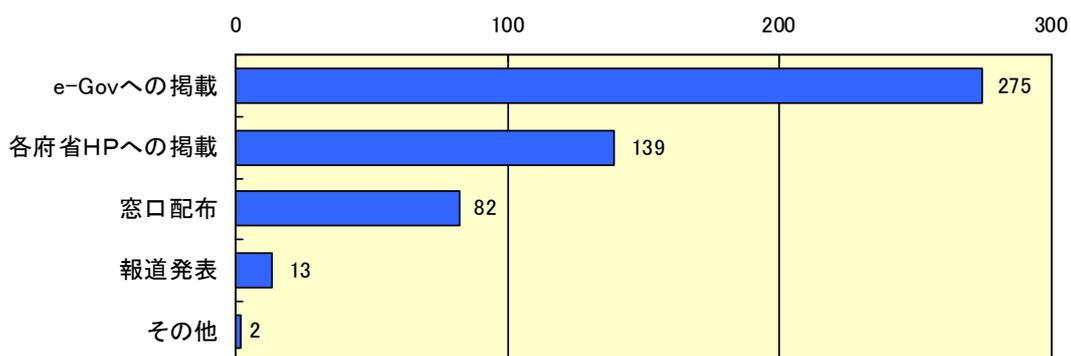
<図11> 公布日等から趣旨等の公示日までの日数



(3) 趣旨等の公示方法

趣旨等の公示方法をみると、図12のとおり、趣旨等を公示した案件（275件）中、「e-Govへの掲載」が275件（100%）、「各府省ホームページへの掲載」が139件（50.5%）、「窓口配布」が82件（29.8%）、「報道発表」が13件（4.7%）、「その他」が2件（0.7%）であった。（複数該当あり）

<図12> 結果の公示方法



Ⅲ 行政手続法の適用除外となる命令等の状況

平成 18 年度に、①行政手続法第 3 条第 2 項、②同法第 4 条第 4 項又は③行政手続法改正法附則第 2 条第 2 項に該当するため、意見公募手続を実施せずに公布・決定等された命令等は、497 であり、その内訳は、①に該当するものが 140（各号の該当状況は表 6 のとおり）、②に該当するものが 286（各号の該当状況は表 7 のとおり）、③に該当するものが 71 であった。（複数該当あり）

表 6 行政手続法第 3 条第 2 項各号の該当状況

行政手続法第 3 条第 2 項の各号		命令等数
第 1 号	法律の施行期日について定める政令	38
第 2 号	恩赦に関する命令	0
第 3 号	命令又は規則を定める行為が処分に該当する場合における当該命令又は規則	5
第 4 号	法律の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する命令又は規則	8
第 5 号	公務員の給与、勤務時間その他の勤務条件について定める命令等	90

表 7 行政手続法第 4 条第 4 項各号の該当状況

行政手続法第 4 条第 4 項の各号		命令等数
第 1 号	国又は地方公共団体の機関の設置、所掌事務の範囲その他の組織について定める命令等	153
第 2 号	皇室典範第 26 条の皇統譜について定める命令等	0
第 3 号	公務員の礼式、服制、研修、教育訓練、表彰及び報償並びに公務員の間における競争試験について定める命令等	11
第 4 号	国又は地方公共団体の予算、決算及び会計について定める命令等並びに国又は地方公共団体の財産及び物品の管理について定める命令等	49
第 5 号	会計検査について定める命令等	2
第 6 号	国の機関相互間の関係について定める命令等並びに地方自治法第 2 編第 11 章に規定する国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係その他国と地方公共団体との関係及び地方公共団体相互間の関係について定める命令等	44
第 7 号	行政手続法第 4 条第 2 項各号に規定する法人の役員及び職員、業務の範囲、財務及び会計その他の組織、運営及び管理について定める命令等	38

IV 任意の意見募集の状況

1 実施件数

平成 18 年度に、行政手続法において意見公募手続等が義務付けられない事項について、各府省等が意見公募手続等に準じて、任意に意見募集を行った案件（以下「意見募集案件」という。）は、表 8 のとおり、397 件であった。（意見募集の開始及び終了が平成 18 年度中であったもの）

表 8 任意の意見募集の状況

府省等名	案件数	府省等名	案件数
内閣官房等	10	文部科学省	17
内閣府	86	厚生労働省	31
公正取引委員会	7	農林水産省	34
警察庁	3	経済産業省	63
金融庁	12	国土交通省	21
総務省	73	環境省	31
法務省	4	防衛省	1
財務省	4	合計	397

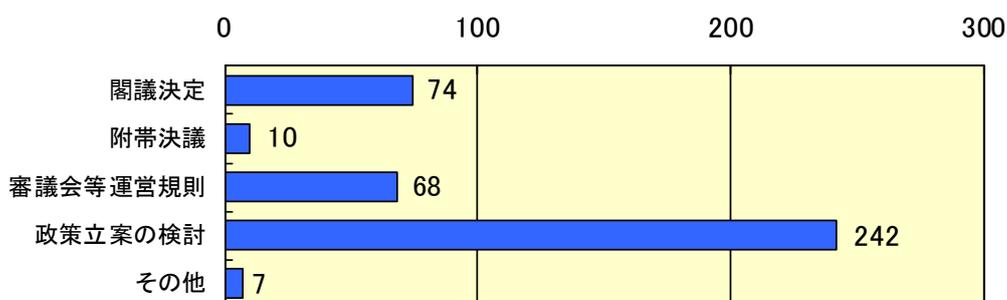
※ 内閣官房等には、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、知的財産戦略本部及び郵政民営化推進本部（郵政民営化委員会）の案件を含む。

2 意見公募の状況

(1) 意見募集を行った理由

平成 18 年度に、各府省等が任意で意見募集を行った理由は、図 13 のとおり、意見募集案件（397 件）中、「当該政策に係る閣議決定で意見募集を行うこと等とされているため」が 74 件（18.6%）、「当該政策に係る法律の国会の附帯決議において意見募集を行うこと等とされているため」が 10 件（2.5%）、「審議会や研究会等の運営規則等に基づき、答申等の案について、意見を募集し参考とするため」が 68 件（17.1%）、「前述の理由に該当しないものの任意で当該政策の立案の検討に資するため」が 242 件（61.0%）、その他が 7 件（1.8%）であった。（複数該当あり）

<図13>意見募集の実施理由



(2) 意見募集期間

意見の募集期間をみると、表9のとおり、意見募集案件（397件）中、意見募集期間を30日以上としているものが274件（69.0%）あり、行政手続法の規定に準じて実施されているものが多い。

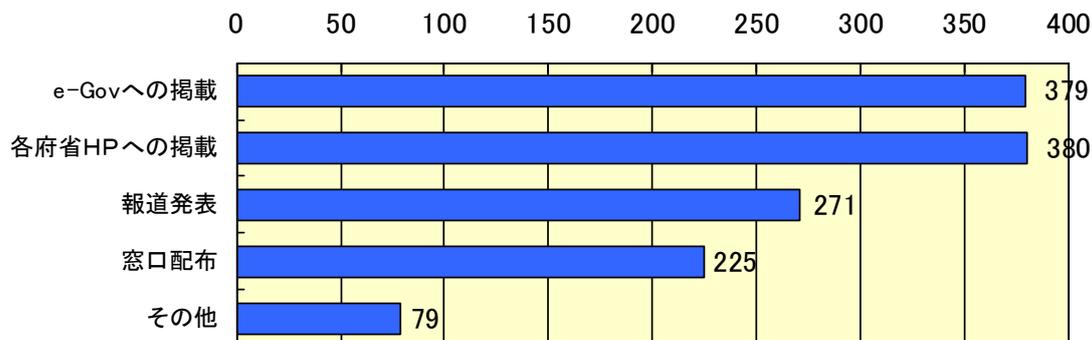
表9 意見の募集期間の状況

14日以下	15日～ 24日	25日～ 29日	30日	31日～ 34日	35日～ 44日	45日以上
37	58	28	141	98	22	13

(3) 意見募集の公表方法

意見募集の公表方法をみると、図14のとおり、意見募集案件（397件）中、「e-Govへの掲載」が379件（95.5%）、「各府省ホームページへの掲載」が380件（95.7%）、「報道発表」が271件（68.3%）、「窓口配布」が225件（56.7%）、その他が79件（19.9%）であった。（複数該当あり）

<図14>意見募集の公表方法

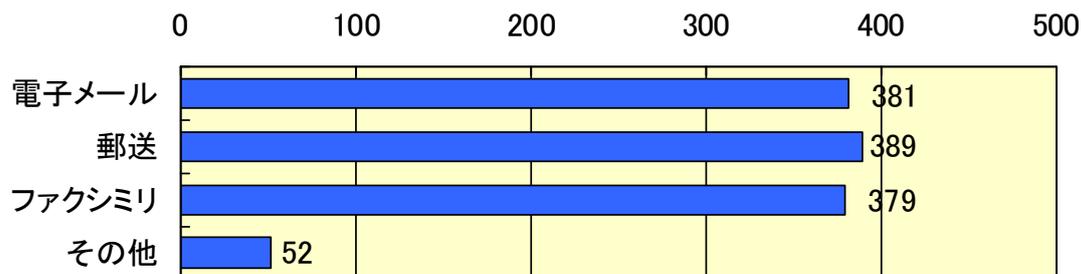


3 意見の提出状況

(1) 提出方法

各府省等が定めた意見の提出方法をみると、図15のとおり、意見募集案件（397件）中、「電子メール」が381件（96.0%）、「郵送」が389件（98.0%）、「ファクシミリ」が379件（95.5%）、「その他」が52件（13.1%）であった。（複数該当あり）

<図15>意見の提出方法の状況

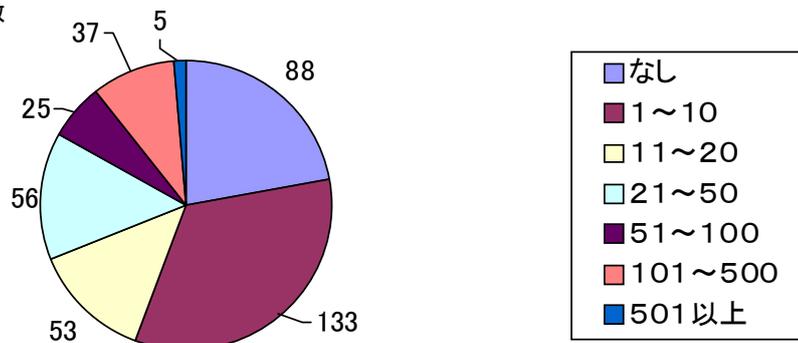


(2) 提出された意見数

提出された意見数をみると、図 16 のとおり、意見募集案件（397 件）中、「なし」が 88 件（22.2%）、「1～10」が 133 件（33.5%）、「11～20」が 53 件（13.4%）、「21～50」が 56 件（14.1%）、「51～100」が 25 件（6.3%）、「101～500」が 37 件（9.3%）、「501 以上」が 5 件（1.3%）となっており、8 割近くの案件において、何らかの意見の提出があった。

なお、提出された意見の総数は 18,967、1 案件あたりでは約 48 の意見の提出があった。

<図16>提出された意見数



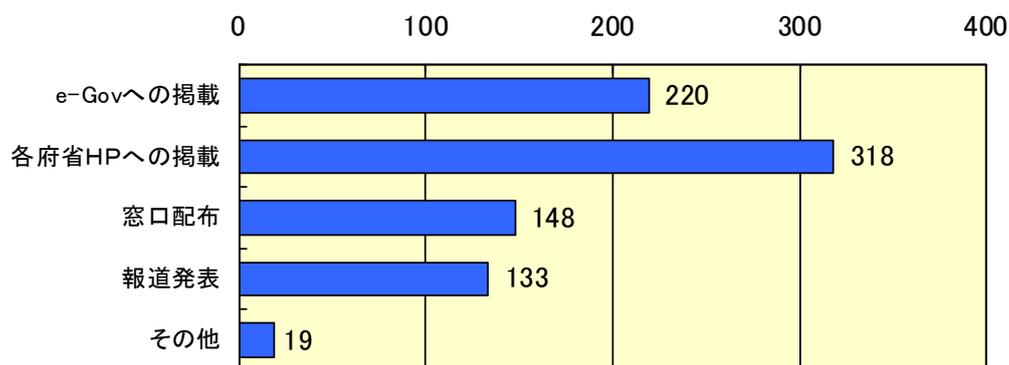
4 結果の公表状況

(1) 結果の公表及び公表方法

平成 19 年 3 月 31 日までに結果の公表が行われた案件は、意見募集案件（397 件）中、336 件（84.6%）であった。

また、結果の公表方法をみると、図 17 のとおり、意見募集案件のうち結果が公表されたもの（336 件）中、「e-Gov への掲載」が 220 件（65.5%）、「各府省ホームページへの掲載」が 318 件（94.6%）、「窓口配布」が 148 件（44.0%）、「報道発表」が 133 件（39.6%）、「その他」が 19 件（5.7%）であった。（複数該当あり）

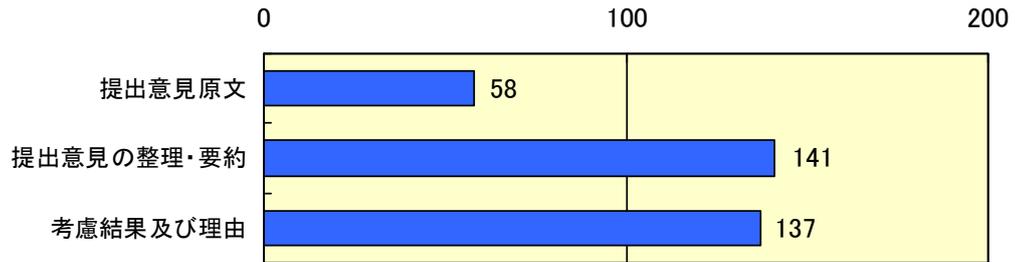
<図17>結果の公表方法



(2) 提出意見の公表状況

e-Gov での提出意見の公表状況をみると、図 18 のとおり、e-Gov に結果が公表された案件のうち意見提出があった案件（195 件）中、「提出された意見（原文）」が 58 件（29.7%）、「提出された意見を整理したもの」が 141 件（72.3%）、「提出意見を考慮した結果及びその理由」が 137 件（70.3%）であった（複数該当あり）

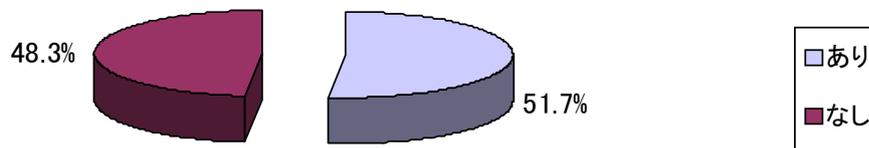
<図18> 提出意見の公表状況



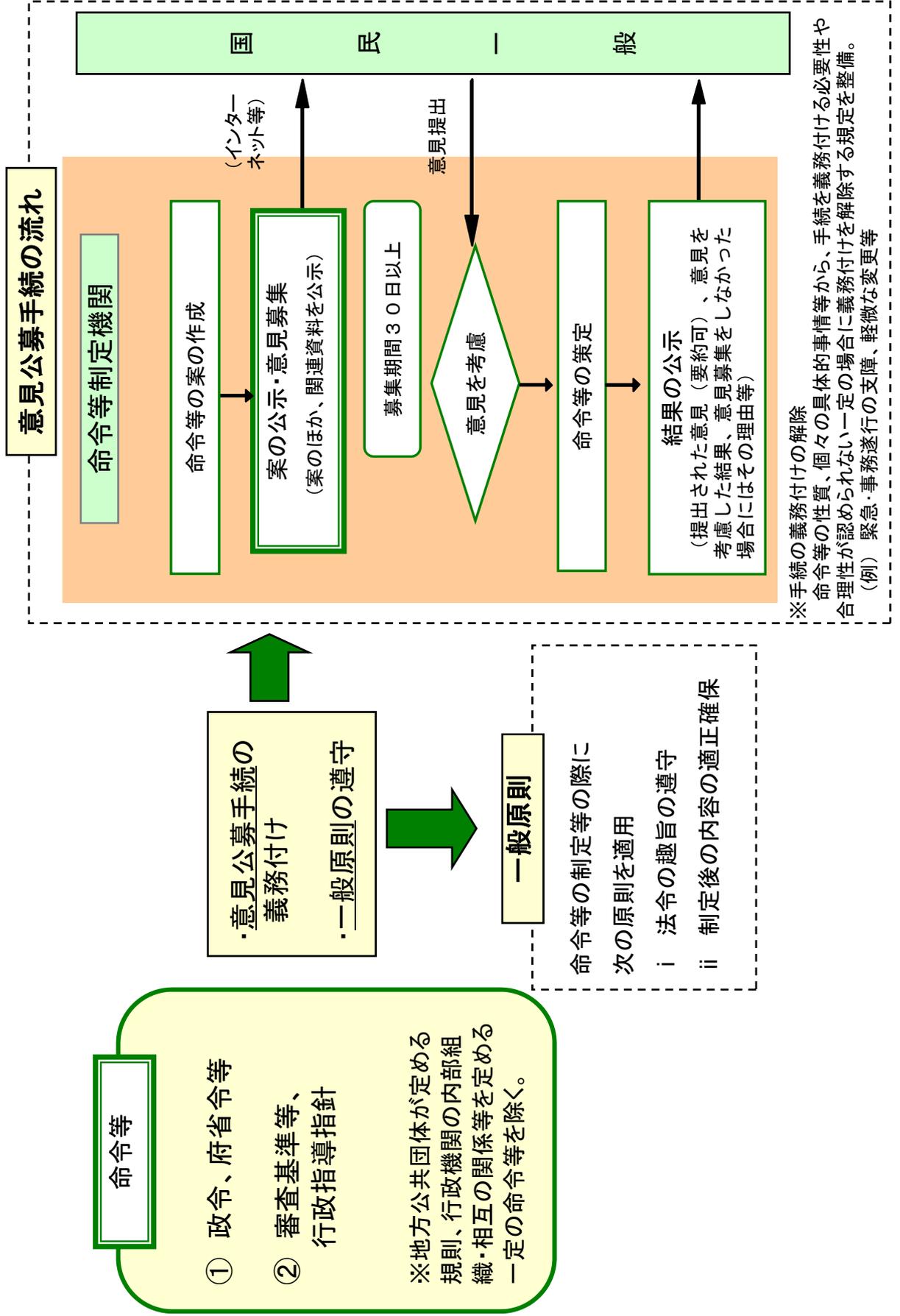
(3) 提出意見を考慮した結果

提出された意見を考慮した結果、当初の案の修正を行うなど、提出意見が反映されたものは、図 19 のとおり、135 件であり、結果を公表した案件のうち意見提出があった 261 件の 51.7%を占めている。

<図19> 提出意見の反映の有無



意見公募手続(いわゆるパブリックコメント手続)等の概要



○行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～七 （略）

八 命令等 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。

イ 法律に基づく命令（処分の要件を定める告示を含む。次条第二項において単に「命令」という。）又は規則

ロ 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

ハ 処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

ニ 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。）

（命令等を定める場合の一般原則）

第三十八条 命令等を定める機関（閣議の決定により命令等が定められる場合にあつては、当該命令等の立案をする各大臣。以下「命令等制定機関」という。）は、命令等を定めるに当たっては、当該命令等がこれを定める根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない。

2 命令等制定機関は、命令等を定めた後においても、当該命令等の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該命令等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2 前項の規定により公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。

3 第一項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して三十日以上でなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

二 納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。

- 三 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき。
- 四 法律の規定により、内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する委員会又は内閣府設置法第三十七条若しくは第五十四条若しくは国家行政組織法第八条に規定する機関（以下「委員会等」という。）の議を経て定めることとされている命令等であつて、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律又は政令の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもって組織される委員会等において審議を行うこととされているものとして政令で定める命令等を定めようとするとき。
- 五 他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等を定めようとするとき。
- 六 法律の規定に基づき法令の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める命令等を定めようとするとき。
- 七 命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該命令等の廃止をしようとするとき。
- 八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

（意見公募手続の特例）

- 第四十条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合において、三十日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第三項の規定にかかわらず、三十日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該命令等の案の公示の際その理由を明らかにしなければならない。
- 2 命令等制定機関は、委員会等の議を経て命令等を定めようとする場合（前条第四項第四号に該当する場合を除く。）において、当該委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、同条第一項の規定にかかわらず、自ら意見公募手続を実施することを要しない。

（意見公募手続の周知等）

- 第四十一条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めるに当たっては、必要に応じ、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする。

（提出意見の考慮）

- 第四十二条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定める場合には、意見提出期間内に当該命令等制定機関に対し提出された当該命令等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。

（結果の公示等）

- 第四十三条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為。第五項において同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 命令等の題名
 - 二 命令等の案の公示の日
 - 三 提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）
 - 四 提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む。）及びその理由
- 2 命令等制定機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第三号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公示することができる。この場合においては、当該公示の後遅滞なく、当該提出意見を当該命令等制定機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。
 - 3 命令等制定機関は、前二項の規定により提出意見を公示し又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。
 - 4 命令等制定機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず命令等を定めないこととした場合には、その旨（別の命令等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第一項第一号及び第二号に掲げる事項を速やかに公示しなければならない。
 - 5 命令等制定機関は、第三十九条第四項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第一号に掲げる事項のうち命令等の趣旨については、同項第一号から第四号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該命令等自体から明らかでないときに限る。
 - 一 命令等の題名及び趣旨
 - 二 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由

（準用）

第四十四条 第四十二条の規定は第四十条第二項に該当することにより命令等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで命令等を定める場合について、前条第一項から第三項までの規定は第四十条第二項に該当することにより命令等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合について、前条第四項の規定は第四十条第二項に該当することにより命令等制定機関が自ら意見公募手続を実施しないで命令等を定めないこととした場合について準用する。この場合において、第四十二条中「当該命令等制定機関」とあるのは「委員会等」と、前条第一項第二号中「命令等の案の公示の日」とあるのは「委員会等が命令等の案について公示に準じた手続を実施した日」と、同項第四号中「意見公募手続を実施した」とあるのは「委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施した」と読み替えるものとする。

（公示の方法）

第四十五条 第三十九条第一項並びに第四十三条第一項（前条において読み替えて準用する場合を含む。）、第四項（前条において準用する場合を含む。）及び第五項の規定による公示は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

- 2 前項の公示に関し必要な事項は、総務大臣が定める。